

## 高知県病床数適正化支援事業費交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県病床数適正化支援事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の目的)

第2条 県は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことを目的として、医療機関が行う病床数の削減に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (交付対象者、交付額等)

第3条 交付金の交付対象者、交付要件及び交付額については、別表第1に定めるとおりとする。

### (交付金の申請)

第4条 交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、交付対象者は、その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

### (交付金の交付の決定等)

第5条 知事は、交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (交付の条件)

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接給付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じなければならないこと。
- (2) 交付金の交付要件となる病床数等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 給付に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付金事業を遂行するために必要があると知事が

認めて指示した事項を遵守すること。

(6) 納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合
- (2) 交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合
- (3) 令和7年9月30日時点において廃院している場合（10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。）
- (4) 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）
- (5) 交付金の交付を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、都道府県知事において病床の増加が必要と認められた場合はその限りではない。
- (6) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認められる場合

(交付金の返還等)

第8条 知事は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(実績報告等)

第9条 交付対象者は事業が完了した日から30日以内に別記第3号様式により、実績報告を行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第12条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例

第 34 号) その他の法令の規定を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第 13 条 当事業又は交付対象者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 6 条第 4 号、第 7 条、第 8 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	病床数適正化支援事業
交付対象者	<p>病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行う病院又は診療所とする。ただし、以下に該当する場合は支給対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年9月30日時点において廃院している場合（10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。）</li> <li>2 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）</li> <li>3 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合</li> <li>4 有床診療所から無床診療所への変更の場合</li> </ol>
交付要件	<p>令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に病床数を削減すること。</p>
交付額	<p>次の算定方法により算定した額とする。</p> <p>削減した病床1床につき4,104千円とする。</p> <p>支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。</p> <p>また、算定に当たっては、以下を除くこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）</li> <li>2 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数</li> <li>3 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数</li> <li>4 病床種別を変更した場合、その変更した病床数</li> <li>5 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数</li> <li>6 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数</li> <li>7 その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数</li> </ol> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設</p>

する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被つた労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

(2)放射線治療病室の病床

(3)国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

(4)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

別表第2（第5条、第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。